**第６号議案**

**定款の改定の理由**

**平成28年に特定非営利活動促進法が改正され、貸借対照表の公告に係る改**

**正で「資産の総額」の変更登記が必要となった。それにより平成30年10月1日より作成する貸借対照表が対象になり、当会は平成31年3月決算からが該当になります。その為、平成30年5月の総会において定款変更の承認を得る必要があり提案するものである。**

**現行の定款**

**第52条「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官**

**報に掲載して行う。」**

**改訂後の定款**

**第52条「この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示す**

**る。ただし法第28条の２第1項に規定する貸借対象表の公表につては、こ**

**の法人の　　主たる事務所の掲示場に掲示して行う」**